			された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
第三十四条の三十七第五号	㈪まで		
イ	経過しない者		
	㈫まで	経過しない者（農林中央金庫が法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）	
第三十四条の三十七第五号	チまで		
ニ	リまで		

［略］

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		

			する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
第三十四条の三十七第五号	㈩まで		
イ	経過しない者		
	㈪まで	経過しない者（農林中央金庫が法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）	
第三十四条の三十七第五号	チまで		
ハ	リまで		

［同上］

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		